

安城市行政財産目的外使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月25日

安城市長 三星元人

安城市条例第56号

安城市行政財産目的外使用料条例の一部を改正する条例

安城市行政財産目的外使用料条例（平成13年安城市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表安城市立中学校体育館の項中

拡声器	1回	1,310円

拡声器	1回	1,310円
空調設備の施設	面積1,000平方メートル以上	1時間1,100円

に改める。

」

附 則

この条例は、令和 8 年 3 月 8 日から施行する。